

未成年者は、なぜ取り消せるのか——同意という原則と、二つの「取り消せない」

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法#18 / 動画: <https://youtu.be/QMv6WFxKJiE>

第1章 民法総則 ⑭／動画の内容を見返し
用にまとめたものです（動画には含みませ
ん）。



今日の地図——四人のうちの、一人目

短答

今日の地図——四人のうちの、一人目

※ 前回——四人の名前を、聞きましたね

・未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人

|前回の予告

- ・「次は、いよいよ、四人のうちの、一人目——未成年者の、中身に、入っていきます」
- ・——今日は、その一人目、未成年者の、中身へ

図：前回の四人の札の予告を開ける板＋今日は未成年者の中身に入るという宣言

前回の最後を、少し、振り返っておきます。
四人の名前を、聞きましたね。あのとき、こ
う予告していました。「次は、いよいよ、四人
のうちの、一人目——未成年者の、中身に、
入っていきます」。その前に、一つ、確認させ
てください。前回の話で、意思能力だけでは

足りない、その理由は何だったのでしょうか？
だから、外から見える札——行為能力が、必
要でした。その札を貼られた、四人のうち
の、一人目に、今日、入っていきます。

1 四人の地図を、もう一段

短答

四人の地図に、もう一段

	未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
決め手	年齢 一律	事理弁識能力 の程度＋審判	事理弁識能力 の程度＋審判	事理弁識能力 の程度＋審判
向き	ぜんぶ制限 原則として	ぜんぶ制限 原則として	ぜんぶ自由 原則として	ぜんぶ自由 原則として

未成年者・成年被後見人は原則ぜんぶ制限／被保佐人・被補助人は原則ぜんぶ自由

図：四人の札に原則の向きの列を足した比較板

- ・ 未成年者・成年被後見人は原則ぜんぶ制限
- ・ 被保佐人・被補助人は原則ぜんぶ自由

では、四人の地図を、もう一段、詳しくしていきましょう。今回は、名前と、一つの軸だけを、置きました。「何で決まるか」という軸です。今日は、そこに、もう一つの軸を、足します。「原則の向き」です。並べてみると、この四人は、二つに割れます。未成年者と、成年被後見人は——原則、ぜんぶ制限されていて、例外だけ、単独でできます。逆に、被保佐人と、被補助人は——原則、ぜんぶ自由に、決められた行為だけが、制限されます。具体的に言うと、未成年者が一人で結んだ契約は、原則、すべて、取消しの対象になります。

す。逆に、被保佐人や被補助人が一人でした契約は、原則、そのまま有効です。法律が挙げている行為や、審判で決められた行為だけが、制限されます。

なぜ、向きが、逆になるのか——その答えは、この二人を、一人ずつ、扱う回で、出します。ただし、今日は、要件や、保護者の権限、取り消せる範囲には、入りません。名前と、この二つの軸だけを、持ち帰ってください。では、この一人目——未成年者の、中身に、入っていきましょう。

2 未成年者とは、誰か

短答

境界線は、十八歳

	18歳未満	18歳以上
呼び方	未成年者	成年
改正前は	20歳未満が未成年者	20歳以上が成年

2022年4月1日、境界線が、二十歳から十八歳に、変わった

未成年者とは、誰のことでしょうか。根拠は、この条文です。

条文 民法4条

民法 第四条（成年）
年齢十八歳をもって、成年とする。

とても短い条文ですが、ここには、大事な歴史があります。この「十八歳」、実は、二〇二二年、四月一日より前は——「二十歳」でした。成年年齢の引下げという、大きな改正が、ありました。だから、もし、手元に、古い問題集があったら——そこには、「二十歳未満」と、書かれているはずです。もう一つ、

付け加えておきます。二〇二二年、四月一日、その日に、ちょうど十八歳や十九歳だった人も——その日から、まとめて、成年になりました。今の答えは、「未成年者は、十八歳未満」です。未成年者とは、何か、分かったところで——今日の背骨に、入っていきましょう。

3

山場——原則は、同意が要するというと

短答・論文共通

民法5条——一本の条文に、四つの区画

区画	中身
1項本文	原則 ——法定代理人の同意が要る
1項ただし書	例外① ——単に権利を得、または、義務を免れる行為
2項	効果 ——取り消すことができる
3項	例外② ——処分を許された財産

原則も、例外も、取消しも——全部、この一本の条文に、入っている

図：5条の骨格板

ここから、今日の背骨に、入ります。未成年者がした契約は、どうなるのでしょうか。ただ、その前に、一つ、大事な区別があります。未成年者は、契約が「できない」わけでは、ありません。契約そのものは、未成年者、一人でも、できます。ただし、原則として、法定代理人の同意が、要ります。ここが、今日、一番、押さえてほしい違いです。この背骨が、一本の条文に、全部、入っています。この条文です。

条文 民法5条1項・2項・3項

民法 第五条（未成年者の法律行為）

未成年者が法律行為をするには、その**法定代理人の同意**を得なければならない。**ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為**については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、**取り消すことができる**。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が**目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内**において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

順番に、見ていきましょう。まず、1項の本文。法定代理人の同意を、要求している部分です。これが、原則です。未成年者が、一人

で、法律行為をするには——法定代理人の同意が、要ります。そこで、2項です。「取り消すことができる」。同意の無い契約は、取り消せます。そこが、大事なところ。無効ではなく、取消しです。取り消せる、というのは——取り消すまでは、有効、ということです。取消しは、不確定に有効な状態でした。未成年者や、法定代理人が、望めば——そのまま、契約を通すことも、できます。だから、未成年者の契約は、「無効」ではなく——「取り消すまでは有効」な、状態から、スタートします。では、逆に、同意が、あったら、どうでしょうか。

例えば、契約の前に——同じ十六歳が、親にメッセージで聞いて、「いいよ」と、返事をもらっていたとします。この場合は、取り消せません。確定的に、有効です。まとめましょう。原則は、「同意が要る」。同意が無ければ、取り消せる。取り消すまでは、有効。同意があれば、確定的に、有効です。前回、行為能力とは——一人で確定的に、契約を完成させられる資格だ、と言いました。未成年者は、その資格が、制限されています。だから、同意という、もう一押しが、要るんです。この一本の線が、今日、ずっと効いてきます。

4 同意を与えるのは、誰か

短答

同意を与えるのは、誰か



図：法定代理人は誰か板（親権者はふつう父と母／未成年後見人は家庭裁判所が選ぶ）

では、この「同意」を、与えるのは、誰なのでしょう。代理の回で見た、法律で決まる代理——法定代理を、担う人です。では、法定代理人とは、具体的には、誰なのでしょう。ふつうは、親権者——つまり、父と母です。ちなみに、父と母が、二人とも揃っている場合は——この二人で、一つの親権者として、扱われます。原則は、そうです。父と母、両方の意思が、必要になります。では、両親とも、亡くなっている場合は、どうなるのでしょうか。その場合のために、未成年後見人という、仕組みがあります。家庭裁判所が、代わりの人を、選んでくれます。

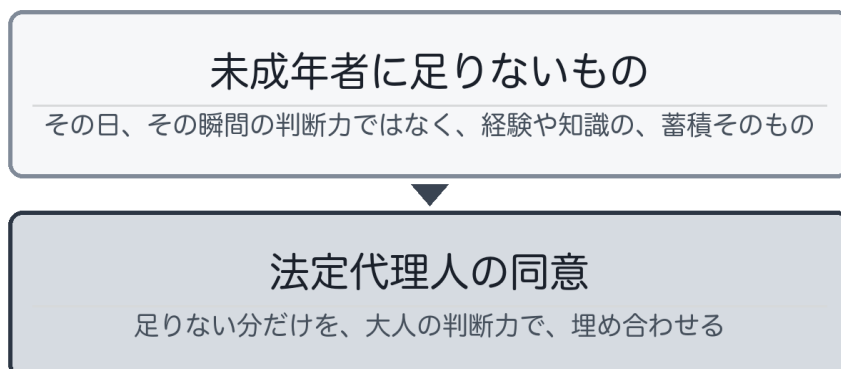
親権者か、未成年後見人か——どちらかが、未成年者の、法定代理人になります。この二本立て、覚えておいてください。中身の詳しい話は、また、別の回で、扱います。今日は、「同意を与えるのは、この人たち」ということだけ、持ち帰ってください。

5

山場——なぜ、同意があれば有効なのか

短答・論文共通

なぜ、同意があれば、有効なのか



※ 成年被後見人の場合は、保護者が同意しても意味が無い＝保護者の側に同意権が無い（次回以降）

図：なぜ同意で足りるのかを示す2段の板

ここで、一つ、立ち止まって、考えてみましょう。なぜ、法定代理人の同意さえあれば、

有効になるのでしょうか。大人が認めたから、と考えても、悪くはないのですが——もう少し、掘り下げてみます。前回、行為能力

とは、外から見える札だ、という話を、しました。未成年者に、足りないのは——その日、その瞬間の、判断力ではなく——経験や、知識の、蓄積そのものです。だから、その足りない分を——法定代理人の判断力で、埋め合わせれば、十分だと、考えられています。たとえるなら、自転車の補助輪のようなものです。バランス感覚が、まだ十分でないうちは——補助輪という、外からの支えが、必要です。法定代理人の同意も、これと同じで——未成年者に足りない分だけを、外から、支えています。

支えがある分だけ、前に進める——よいたとえです。経験のある大人の判断が、同意という形で、加われば——未成年者に、足りない部分は、補われた、と扱われます。ここで、一つ、開けておきたい問いがあります。実

は、この理屈が、そのまま当てはまらない相手も、います。成年被後見人です。この人の場合は、保護者が同意しても、意味が、ありません。なぜだと、思いますか。同意しても、そのとおりに行動できるとは、限らない——まさに、そこが、この人の保護者の側に、同意権が無い理由です。この先の回で、詳しく、扱います。今日は、未成年者について——「足りない判断力を、保護者の判断力で埋める」——この理屈だけ、押さえてください。

6

例外の地図——取り消せない場面は、四つある

短答

取り消せない場面は、四つある

|今日、扱う二つ

- ①単に権利を得、または、義務を免れる行為
- ②処分を許された財産

|次回、扱う二つ

※ ③許された営業

※ ④取消しの意思表示・身分行為

- ——条文の順ではなく、理由でグループ分けする

図：例外の地図板（四つの例外のうち今日扱う二つと次回に送る二つを分けた一覧）

さて、ここまでは、原則の話でした。同意が無ければ、取り消せる。これが、原則です。ところが、同意が無くても、取り消せない場面が、あります。実は、四つ、あります。一つ目は、単に権利を得る、または、義務を免れる行為。二つ目は、処分を許された財産の、処分。三つ目は、許された営業——一人で商売をすることを、あらかじめ、許された場合です。四つ目は、二つ、セットです。取消しの意思表示——契約を、取り消す、と伝える行為そのもの。そして、身分行為——親

子や夫婦といった、身分に関わる行為です。この四つ、条文の順に、丸暗記する必要は、ありません。大事なのは、「なぜ、同意が要らないのか」という、理由です。

一つ目と二つ目は、これから、その理由から、順に、見ていきます。三つ目と四つ目も、それぞれ、別の理由で、同意が要らなくなります。今日は、一つ目と、二つ目に、絞って、じっくり、見ていきましょう。

「単に権利を得る」の境目

	○ 同意なしで有効	× 同意が要る
贈与	条件のない贈与を受ける	負担付きの贈与を受ける (負担も、一緒に負う)
貸し借り	債務の免除を受ける (未成年者が、借りている側)	弁済を受ける (未成年者が、貸している側)

弁済を受けると、同意が要る——貸していた債権という財産が、消えるから

図：単に権利を得るかどうかの境目を分ける対比板

一つ目の例外から、見ていきましょう。「単に権利を得、または、義務を免れる行為」です。この場合は、法定代理人の同意が、無くても——確定的に、有効になります。理由は、シンプルです。未成年者が、損をする余地が、そもそも、無いからです。同意という保護を、用意しているのは——未成年者が、不利な契約を、結ばされないようにするためでした。だとすれば、そもそも、不利になりやうがない行為には——その保護を、用意する必要が、ありません。では、具体的に、見ていきましょう。未成年者が、祖母から、誕生日に、条件なしで、一万円を、もらいました。

これは、「単に権利を得る」行為に、あたります。法定代理人の同意が、無くても、確定的に、有効です。もう一つ、見てみましょう。未成年者が、友達から、三千円を、借りていたとします。その友達から、「もう、返さなくていいよ」と、言われました。三千円を、返さなければならない——その義務が、まるごと、消えます。未成年者にとっては、負担が、無くなるだけです。これも、同意なしで、確定的に、有効です。ここまでの二つ、実

は、条文の言葉に、そのまま対応しています。「権利を得る」が、贈与。「義務を免れる」が、免除です。ここまでは、分かりやすいですね。では、少し、意地悪な質問をします。今度は、未成年者が、貸している側だとしましょう。友達に、三千円を、貸していて——その三千円を、現金で、返してもらったら、どうなるのでしょうか？

実は、これは、同意が要るほうです。単に権利を得る行為には、あたりません。ここが、今日、最大の山場です。じっくり、考えてみましょう。未成年者は、友達に、三千円を、貸していました。これは、「三千円を、返してもらう権利」——つまり、債権を——すでに、持っていた、ということです。債権も、立派な財産です。そして、友達が、実際に、三千円を、返してきたとします。そのとき、何が、起きるのでしょうか。手元には、現金の三千円が、入ります。でも、それと同時に——「三千円を返してもらう権利」という財産は——消えて、無くなります。

手元の現金は、増えています——持っていた権利は、消えています。これは、「単に」権利を得ているとは、言えません。だから、弁

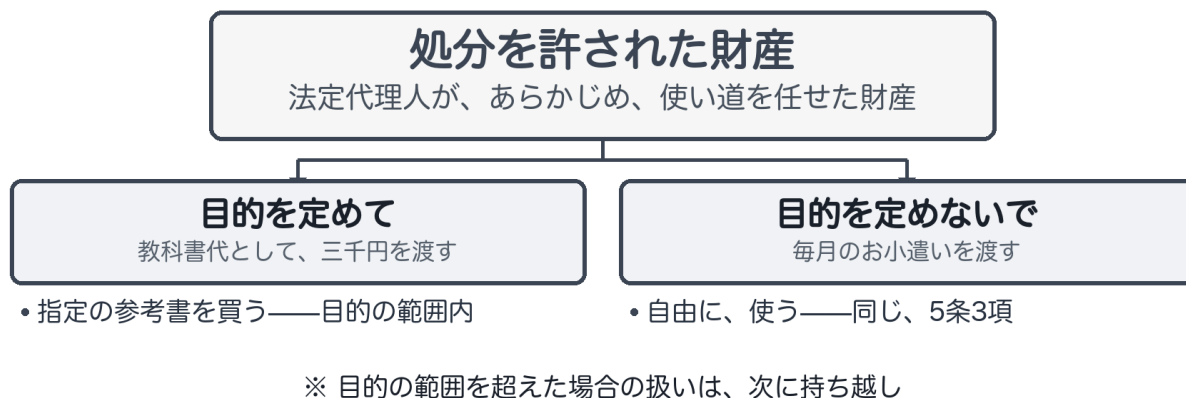
済を、受け取る行為は——同意なしでは、できません。同意が無ければ、取り消せる、原則どおりの扱いに、戻ります。では、さっきの、「もう返さなくていいよ」との、違いを、確認しましょう。同じ三千元でも、借りている側と、貸している側とで、逆になります。この二つの対比、しっかり、押さえておいてください。もう一つ、同意が要る例も、見ておきましょう。「この自転車を、あげる。ただし、毎朝、うちの犬の散歩をすること」。

これは、負担付贈与、と呼ばれます。自転車という権利を、得ると同時に——「散歩をする」という、義務も、負っています。だから、これも、同意が、要ります。まとめましょう。もらうだけの贈与と、義務を免れる免除は、同意なしで有効。負担のつく贈与と、財産が入れ替わる弁済の受領は、同意が要ります。

8 山場——処分を許された財産

短答・論文共通

処分を許された財産——どちらも、5条3項



図：処分を許された財産の板

二つ目の例外に、進みましょう。「処分を許された財産」です。これも、同意が無くても、確定的に、有効になります。同じに見えますが、二つ目の例外は、一つ目とは、理由が、違います。一つ目の例外は、「損をする余地が、無いから」でした。二つ目の例外は、「先に、包括的な同意が、渡してあるから」です。法定代理人が、あらかじめ、その財産の使い道を——未成年者に、任せてしまっている、ということです。だから、一つ一つの、買い物のたびに——改めて、同意を、取り直す必要が、ありません。具体例で、見てみましょう。法定代理人が、「教科書代として」と、目的を決めて——未成年者に、三千元を、渡したとします。この三千元で、指定の参考書を、買いました。

目的を定めて渡された財産は——その目的の範囲内で、自由に、処分できます。もう一つ、見てみましょう。毎月のお小遣いで、好きなバンドのCDを、買いました。実は、目的を定めないで渡された財産の処分も——同じ、条文の中に、書かれています。決めて渡した場合も、決めずに渡した場合も——どちらも、未成年者が、自由に、処分できます。では、一つ、考えてみましょう。教科書代として、渡された三千元で——ゲームソフトを、買ってしまったら、どうでしょうか。ここで、範囲内かどうか、問題になります。ただし、この範囲を、超えた場合の扱いについては——今日は、深入りしません。

この先の回で、必要になったら、また、扱います。今日、押さえてほしいのは——一つ目の例外とは、違う理由で、同意が要らない場

面がある、ということです。この二つを、両方とも、ただ「例外だから」で片付けてしまうと——この違いが、見えなくなってしまう。理由が違う、ということを、しっかり、区別しておいてください。

冒頭の答え、三段階で

観点	結果
同意	無かった
損をする余地	あった（分割払い）
先に渡された同意	無かった
	だから、取り消せる

十六歳・スマホの分割払い

図：冒頭のスマホの契約を同意なし・損をする余地あり・先の同意もなしの順で回収する板

では、ここまでの話を、一つに、つなげましょう。未成年者を、守る線は、一本です。十八歳未満という、年齢です。そして、その保護を、外す線は、二本、ありました。片方は損をする余地、もう片方は先に渡した同意。どちらも、判断力そのものとは、関係ありません。未成年者の保護は、最初から最後まで——判断力を、直接、測らない仕組みで、できています。では、冒頭の、あのスマホの契約に、戻りましょう。十六歳の高校生が、親に内緒で、分割払いで、スマホを買いました。まず、この契約に、法定代理人の、同意

は、ありましたか。同意は、ありませんでした。では、この契約は、損をする余地の、無い行為でしょうか。

これから何回も払っていく契約ですからね。損をする余地は、大いに、あります。では、この財産は、先に、処分を許された財産だったのでしょうか。先に渡された同意も、ありません。同意は無く、損をする余地はあり、先の同意も、無い。だから、この契約は、取り消せます。これが、今日の、答えです。

◆ 今日の地図（保存版）

守る線は一本、外す線は二本

| 守る線

- **十八歳未満**という、年齢、一本

| 外す線は、二本

- ①損をする余地が、無い ②先に、同意が、渡してある

| 次回へ

- 許された営業・取消しの意思表示・身分行為

| この先へ

- 成年被後見人・被保佐人・被補助人の中身／取り消したら、どうなるか
- ——十六歳が、自分でパン屋を開いたら、どうなるのか

図：今日のまとめ板

- 守る線は年齢一本、外す線は損をする余地なしと先の同意ありの二本
- 次回はパン屋の予告

今日、見てきたことを、まとめましょう。未成年者とは、十八歳未満の人でした。原則は、「できない」ではなく、「同意が、要る」。そして、同意が要らない場面が、二つありました。損をしようがない場合と、同意が先に済んでいる場合。この二つは、理由が、違いましたね。保護が要らない場合と、保護がもう与えられている場合ですね。そして、この二つの理由、条文の中でも——1項ただし書と、3項という、別々の場所に、書かれています。

す。今日、名前だけ、置いていったのは——許された営業、取消しの意思表示、身分行為の、三つです。それから、成年被後見人には、同意が意味を持たないという話や——被保佐人、被補助人の、要件と、保護者の権限も——この先の回で、順番に、扱っていきます。

取り消したあと、あのスマホがどうなるかも——この先の回で、扱います。では、最後に、一つ、開けておきます。先ほどの十六歳が、もし、自分で、パン屋を開いたら、どうなるのでしょうか。毎日の仕入れに、いちいち、親の同意が、要るのでしょうか。この続きは、次に、扱います。